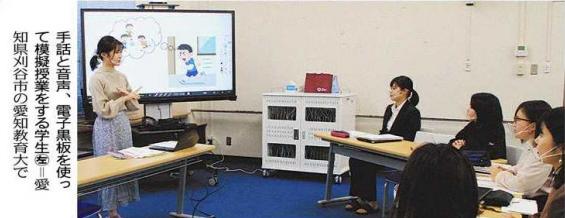


学ぶ

聴覚障害児の教育 充実へ

手話での指導力 高める



特別支援学校の教員

特別支援学校の教員を務めるには、教育職員免許法に基づき、小学校などの教諭免許状に加え、「特別支援学校教諭免許状」が必要だ。この免許状は5領域あるが、特別支援学校の教員の保有率はいずれも100%に満たない。

2020年度、5領域のうち知的障害と肢体不自由、病弱は8割以上だが、聴覚障害は59.6%、視覚障害は66.1%と低め。文部科学省によると、この2領域は養成課程のある大学が限られる。さらに担当者は「2領域の学校数が少なく、採用数も少ないので」とみる。

免許を持たない教員は特別

支援学校に配属後、現場で専門性を身に付けたり、研修を受けて免許取得を目指したりする。現状は免許を持った教員の確保が難しく、免許法の付則で、当面は免許がなくとも支援学校の教員になれる。

こうした状況の中、文科省は昨年度、経験が浅い教員や若手教員も充実した指導ができるよう「聴覚障害教育の手引」を作り直した。聴覚障害児がつまづきやすい点などの例を挙げつつ、配慮した指導の実践例を紹介している。

特別支援教育課の嶋田孝次課長補佐は「手引を活用した授業を子どもたちが受け、障害による学習や生活の困難を克服し、自立する知識や技能を養ってほしい」と話す。

「腕を磨く」というのは技術が上達するよう訓練すること。四月下旬、愛教大で行われた模擬授業。先生役の四年生から「腕を磨くってどういうこと?」と子どもが理解でき、「この文では『売れた』手品師なのに『売れる』という用語が誤って分からなかった」との意見が上がった。

担当する今井とよみ准教授は二〇一九年度まで愛知県千種養護学校（名古屋市）の校長を務め、「教員は手話を使えるだけでなく、手話で言葉を指導する能力がなければ子どもに学力をつけてあがらない」と感じていた。人事異動

によって、六月に愛知県立の聴覚障害の特別支援学校で教育実習に臨んだ。外山さんは岡崎高等学校（岡崎市）の中学部で家庭科の授業を担当。「口元が見えるやうな生徒の方を向いて授業することなどを意識した」と振り返ったが、反省点もあり、「学生の期間に試行錯誤したい」と話した。筒井秀俊教頭は「養護学校ならではの配慮すべき事項の基礎を大学で学びきてくれるのではないか」と評価した。

聴覚障害児を教える教員の専門性を高めよう、愛教大（愛知県刈谷市）は昨年度から、学生に「手話を使った模擬授業」を体验させている。聴覚障害児は耳から入る情報に限りがあり、文字と手話を組み合わせ、言葉の意味を丁寧に説明する必要があるためだ。背景には、経験豊富な教員の人事異動や定年退職で、聴覚障害の特別支援学校の専門性が受け継がれにくい課題がある。

（加藤洋子）

少期、初めて出合った言葉は何回も教えた」と振り返る聴覚障害児の保護者もある。今は特別支援学校的教員養成課程の授業のうち、選択制の演習「手話の応用」。三年次の教育実習の内容を、聴覚障害の特別支援学校向けにアレンジした形だ。履修する四年生七人が十五分ずつ交代で挑戦した。教員と子ども役の学生からは「腕を磨くってどういうこと?」と子どもが理解でき、「この文では『売れた』手品師なのに『売れる』といふ手話の応用」も、手話と音声、板書などを組み合わせて、特別支援学校での授業ができるようになっていた。

学生たちは五月末まで演習を受け、六月に愛知県立の聴覚障害の特別支援学校で教育実習に臨んだ。外山さんは岡崎高等学校（岡崎市）の中学部で家庭科の授業を担当。「口元が見えるやうな生徒の方を向いて授業することなどを意識した」と振り返ったが、反省点もあり、「学生の期間に試行錯誤したい」と話した。筒井秀俊教頭は「養護学校ならではの配慮すべき事項の基礎を大学で学びきてくれるのではないか」と評価した。

（c）中日新聞社 無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています